

## 足立区地域公共交通会議開催要綱

### (目的)

第1条 足立区地域公共交通会議(以下「会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため開催する。

### (協議事項)

第2条 会議は、以下の事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

### (会議の構成員)

第3条 会議は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3第1項に定める次に掲げる者により構成する。

- (1) 足立区長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の団体
- (6) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

### (会議の運営)

第4条 会議に会長を置き、前条第1号に定める者をもってこれを充てる。

- 2 会長は、会議を代表し会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会議の議決の方法は、多数決とする。
- 5 会議の議決が可否同数の場合には、会長が定めるものとする。
- 6 会長は、必要と認めるときは前条に定める構成員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。
- 8 会議の庶務は、足立区都市建設部副参事(交通計画)において処理する。

### (協議結果の取扱い)

第5条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り

定める。

付 則（ 2 1 足土路発第 1 9 2 号 平成 2 2 年 1 月 1 3 日土木部長決定）

この要綱は、平成 2 2 年 1 月 1 3 日から施行する。

付 則（ 2 2 足都交発第 6 8 号 平成 2 2 年 4 月 1 2 日都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。